

平成29年11月 1日

各 位

株式会社南日本銀行

～ 普通預金および貯蓄預金をご利用のお客さまへ ～

株式会社南日本銀行（頭取 森 俊英）は、不正利用防止の観点から、下記のとおり預金取引の停止、キャッシュカードの利用停止または預金口座を解約させていただくことがありますのでお知らせ致します。

記

1. 架空名義口座の解約について

本人名義以外の名義による預金口座（いわゆる「架空名義口座」）等であることが明らかになった場合、法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはそのおそれがあると認められた場合は、預金取引の停止又は預金口座を解約させていただくことがあります。

2. 不活動口座の取引停止について

一定の期間ご利用がない口座（いわゆる「不活動口座」：決算利息以外の入出金のない口座）は、不正に入手されたうえ、犯罪に利用される事例が全国的に見受けられることより、「3年以上の期間不活動の普通預金と貯蓄預金の口座」については、預金取引を停止させていただくことがあるほか、犯罪に利用されるおそれがある場合は、お客さまへご通知のうえ解約させていただく場合があります。

また、預金口座を利用した犯罪においては、ATM等でカードが利用されるケースが全国的に見受けられることから、「3年以上の期間不活動口座」の場合は、キャッシュカードのご利用も停止させていただくことがあります。

これらの場合は、当該預金口座への預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落とし等ができなくなる場合があります。預金取引を停止させていただいた預金口座について、あらためてご利用を希望される場合は、通帳・届出印章・運転免許証などの公的書類をご持参のうえ、窓口へお申し出ください。また、解約させていただいた預金口座に残高がある場合は、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申し出ください。

3. その他

預金口座の解約等に際して行う南日本銀行からのお客さまへの通知等については、お届けのお名前、ご住所にあてて発送いたしますが、通知等は到達いかんにかかわらず、通常到達すべき時に到達したものとさせていただきます。

4. ご注意

銀行に預金をなさる際には、ご本人の正しいお名前をご使用ください。預金の権利および通帳・カードは譲渡・質入できません。

\*詳細については、お近くの当行窓口へお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

南日本銀行 事務統括部 TEL：099-226-1412

以上